

# 議案参考資料

[令和3年第3回定例会(9月)]

[担当課(室)係]

子育て支援課 子ども施設係

## 議案名

議案第64号 桐生市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

## 趣旨・目的

厚生労働省令「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、業務の実施において、書面に代えて電磁的方法による対応も可能である旨の規定を追加するものです。

## 概要

- 1 家庭的保育事業等の子ども・子育て支援を行う事業者の業務負担軽減等を図る観点から、当該事業者における書面等の作成、保存等について、電磁的方法による対応も可能である旨を規定します。
- 2 家庭的保育事業等を利用する保護者の利便性向上や事業者の業務負担軽減等の観点から、保護者等への説明等のうち、書面で行うもの及び書面で行うことが想定されているものについて、電磁的方法による対応も可能である旨を規定します。

(施行期日：公布の日)

## 背景・経過

デジタル化を推進するため、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が令和3年3月26日に公布され、同年7月1日から施行されました。